

「すみだ健康づくり総合計画（後期）」（案）に対する パブリックコメント実施結果

1 意見募集期間

令和3年12月11日（土）～令和4年1月4日（火）

2 意見募集の周知・公表方法

(1) パブリックコメントの周知

ア 区のお知らせ（12月11日号）

イ 区ホームページ（令和3年12月11日～令和4年1月4日）

(2) 公表資料の閲覧

ア 区民情報コーナー（区役所1階）

イ 保健計画課（区役所5階）

ウ 向島保健センター

エ 本所保健センター

オ 区ホームページ

3 意見募集の結果

意見者数 3人

意見数 3件

4 意見等の概要と区の考え方

No.	意見等の概要	区の考え方
1	<p>路上喫煙防止対策について 会社の周辺がたばこのポイ捨てで汚い。 路上喫煙者も散見される。人の量の割に喫煙所が少ないからこのような事態になっているのではないか。きちんとした喫煙所が各所があれば、このようなことは解消されるのでは。</p>	<p>区では、独自に「墨田区路上喫煙等禁止条例」を制定し、ポイ捨て及び歩きたばこを禁止するとともに、錦糸町や両国、押上駅等のターミナル駅の周辺においては、路上喫煙自体も禁止しています。また、これに加え、路上喫煙対策として喫煙所の整備も行っているところです。現在、区内9か所に公衆喫煙所を設け、路上喫煙や歩行喫煙、それに伴う火傷の被害、吸い殻の散乱等を防止しています。</p> <p>いただいたご意見は所管課にも連携し、連動しながら路上喫煙対策を図ってまいります。</p>

2	<p>錦糸町の路上喫煙対策について</p> <p>錦糸町の繁華街周辺には路上喫煙が目立つ。受動喫煙防止の観点から、きちんと喫煙所を設けてほしい。</p>	<p>区では、独自に「墨田区路上喫煙等禁止条例」を制定し、ポイ捨て及び歩きたばこを禁止するとともに、錦糸町や両国、押上駅等のターミナル駅の周辺においては、路上喫煙自体も禁止しています。また、駅周辺では、パトロールも行い、違反者等には呼び掛けを行っているところです。</p> <p>これに加え、路上喫煙対策として喫煙所の整備も行っており、錦糸町駅周辺には、北口と南口にそれぞれ1か所ずつ、錦糸公園内に1か所と計3か所の喫煙所を設けています。いただいたご意見は所管課にも連携し、連動しながら路上喫煙対策を図ってまいります。</p>
3	<p>駅周辺の喫煙所の整備について</p> <p>錦糸町駅前に大きな喫煙所があって助かる。喫煙所があると吸わない人にも迷惑をかけずにすむので、健康のことを考えると、あのような喫煙所が駅にあると良い。</p>	<p>令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、喫煙者にも喫煙する際には配慮義務が課せられるようになりました。区でも、喫煙者を誘導し、路上喫煙や歩行喫煙、それに伴う火傷の被害、吸い殻の散乱等を防止するため、区内の主要駅周辺等に喫煙所を整備しています。いただいたご意見は所管課にも連携し、連動しながら喫煙所の整備・運営等路上喫煙対策を図ってまいります。</p>